

# 業務仕様書

## 1 業務名

CG<sup>1</sup>人材雇用促進業務

## 2 事業背景及び業務目的

札幌市では、「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例」に基づき、2016年に札幌市映像活用推進プラン<sup>2</sup>(以下「プラン」という)を定め、映像産業の振興に取り組んできた。2022年3月に策定した第2期プランでは、近年のアニメ・ゲーム市場の拡大を受け、札幌市内に集積するCG制作等を行う企業(以下「CG関連企業」という。)及び教育機関の力を更に引き出し、同分野の産業振興や企業誘致につなげていくこととしている。

現在、市内CG関連企業の人材獲得ニーズは高まっている。加えて、市外のCG関連企業も札幌の人材供給力に着目しており、札幌に制作拠点を構えた企業や今後の進出を検討している企業が増えている。しかしながら、CG制作を学ぶ学生の約6割が道外に就職しており、市内のCG関連産業を成長させていくにあたって、人材の流出は大きな課題となっている。

この課題を解決するため、市内CG関連企業と学生を結ぶ業界説明会や交流会を実施し、市内CG関連企業で働くことの魅力を学生に知ってもらうとともに、保護者や高校、専門学校の教員等にもCG関連業界を正しく理解してもらうことで、市内のCG関連企業と人材をより密接に結びつけることを目的とするものである。

また、CG関連業界への就職を目指している専門学校生、大学生、大学院生、短期大学生、高校生、アニメ・ゲームを専門的に学ぶスクールに通う学生<sup>3</sup>(以下、「学生等<sup>4</sup>」という。)に対し、CG関連企業による特別授業を実施することで、より実践的に就職に結びつく技術や知識の向上及び市内CG関連企業への就職意欲の喚起につなげることを目的とするものである。

## 3 業務履行期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月14日まで

## 4 業務内容

本業務における運営事業者を求める業務は次の通りである。また、事業実施にあたっては、効率的かつ効果的に進めるため、事業計画書を策定すること。なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

---

<sup>1</sup> CGはコンピュータグラフィックスの略称。

<sup>2</sup> 札幌市映像活用推進プランはHP参照(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou2.html>)

<sup>3</sup> 都道府県知事から、学校としての認可を受けてはいないが、アニメ・ゲーム等の学部や学科を有しかつ既にCG関連企業への就職実績があるスクール(学院)などで学んでいる学生のこと。例：代々木アニメーション学院等。

<sup>4</sup> 学生等は市内に限るものではない。

### (1) 業界説明会

CGデザイナー育成コースを持つ道内の教育機関ブースと、道内のCG関連企業ブースを設置した業界説明会イベントを実施すること。各ブースは、参加者が自由に相談できる場とすること。また、業界説明会内で、広く参加者を対象とした各企業の事業や取り組みをPRするイベントを実施すること。

ア 企画、調整、事前準備、当日の運営等を行うこと。

イ ブース出展も含め参加料は無料とする。

ウ 実施回数、場所は問わない。

エ 学生等の保護者や教員にも積極的に参加をしてもらい、CG関連業界の現状や魅力を伝える内容も盛り込むこと。

オ 教育機関ブースには、進路先として考えている中学生、高校生やその保護者等の参加を想定している。

カ CG関連企業ブースには、就職を目指す学生等及びそれを支援する教員、保護者等、CG関連企業への就職に関係する幅広い層の参加を想定している。

キ 企業のPRイベントでは、学生、保護者、教員その他、出展している教育機関や企業を含め自由聴講とし、5社以上のPRイベントを開催すること。時間は各社20分程度とし、参加者がアニメ・ゲーム等のCG業界への興味が高まる内容に努めること。また、PR終了後は参加者の質問に答える時間を設けること。

ク PRイベント実施にあたっては、可能な限り事前に企業PRの概要を把握し、より企業の魅力が伝わる内容となるよう必要に応じて適宜助言をすること。また、当日のイベント時には、企業PRが円滑に進むようにモデレーターを配置すること。

### (2) 学校とCG関連企業の交流会の開催

学校側（主にCG系で教べんを取っている教員及びキャリアセンター担当者）とCG関連企業が情報交換とネットワーク構築を出来る場面を設けること。特に、学校側がCG関連企業の求める人材や技術を確認できる場となるよう工夫をすること。

ア 方法や時期等は問わない。

イ 業界説明会内や他イベントと併設して実施するなど、単独での開催に限るものではない。

### (3) 特別授業の実施

CG関連業界への就職を目指す学生等に向けて、市内CG関連企業による就職に役立つスキルアップや業界認知を目的とした特別授業を企画・実施し、学生等のより実践的に就職に結びつく技術や知識の向上及び市内CG関連企業への就職意欲の喚起を図ること。

ア 授業方法は対面での開催を基本とするが、オンライン受講とのハイブリット開催や、授業後のアーカイブ動画の公開等、参加を希望する学生等が広く学べる仕組みを提案すること。

イ 参加料は無料とすること。

ウ 講師となる企業数、授業の時間、回数、内容は問わないが、上記の目的を達成す

るために効果的なカリキュラムを提案すること。特に、就職活動のためのポートフォリオの作成方法、CG関連企業が求める能力（社会性、CG制作ソフト使用スキル）等、実際の就職活動におけるトレンドに即したものにすること。

エ 授業の開始前に、講師となる企業が自社を紹介する時間を設けることとし、その企業に就職することでどのような経験やスキルアップができるか等、学生等の就職意欲向上へつながる内容を盛り込むこと。

オ 開催日や会場は問わないが、参加を希望する学生等が、より参加しやすい設定とすること。

#### (4) CG関連企業で働く先輩と学生等との交流会の実施

学生等が、CG関連企業で実際に活躍する先輩と直に接し、体験談等を聞くことで、就職活動や業界就職後の具体的なイメージを持ってもらい、意欲喚起や自主的なスキルアップへつなげることを目的とした交流会を企画・実施すること。

ア 方法や時期等は問わないが、参加した学生等がよりCG関連業界への就職について具体的なイメージを持てるような工夫をすること。

イ 特別授業内や他イベントと併設して実施するなど、単独での開催に限るものではない。

#### (5) 学生等に対するアンケートの実施及び若年層に向けた情報発信

学生等が就職にあたりCG関連企業に求めるものを把握するためのアンケート及びインターネット等による業界情報の発信を行うこと。

#### (6) 募集と告知、特設ランディングページ（以下「LP」という。）の設置

各事業の開催や参加者の募集について広く周知し、参加者が増えるよう工夫すること。

ア 各種広報ツール(申込フォーム、リーフレット、ポスター、バナー、WEB 広告用デザインや動画など)の制作をすること。

イ 本事業における各種宣伝物には以下のロゴを入れ込むこと。なお、ロゴカラーは委託者と相談の上、変更することができる。



ウ キャッチコピー（タイトル）は、「さっぽろCGクリエイター育成プロジェクト」を使用すること。

- エ ロゴとキャッチコピーは次年度以降も継続して活用する可能性があるため、広く市民に浸透するよう努めること。
- オ 複数のWEB広告媒体を可能な限り活用する等、より多くの対象者に周知できるように広範囲をカバーできる告知・募集を行うこと。
- カ WEB広告掲載中は都度効果測定・分析を行い、ユーザーアクションの最大化を図るよう運用すること。
- キ 委託者のドメイン上に、年間を通して情報を発信できるLPを新設し、LP内の参加応募フォームから申込をする形にすること。
- ク LPは、本事業の概要や参加するメリットが十分に訪問者に伝わる内容で構築し、コンバージョン率の最大化を図ること。また本事業の取り組みはアーカイブ動画として札幌フィルムコミッションのYoutubeチャンネルへ保存し、LP内での閲覧又は誘導リンクを貼り付け、年間を通して閲覧できる工夫を行うこと。
- ケ 昨年度制作したトレーラーを必要に応じて活用し、企業、学校等の理解を促すとともに、参加者の募集に努めること。(例：LPへの掲載、企業・学校訪問時のレクチャーでの活用)
- コ 受託者は企業、学校等との連携体制を構築し、事業周知及び参加勧奨を行うこと。
- サ 上記手法に加えて、企業や学校への個別訪問、電話でのアポイント、他イベント参加、DM発送、投げ込み、外部情報求人サイト・外部インターンシップ情報発信サイトでの掲載等、必要であれば実施し、事前提案した参加者数に到達するよう努めること。

(7) 相談、問い合わせ窓口の設置

- ア 「さっぽろCGクリエイター育成プロジェクト事務局」として、CG関連企業、学生等からの相談に対応する窓口を設置すること。
- イ 窓口は受託者事務所内に設置し、相談・問い合わせが受けられる体制とすること。
- ウ 相談・問い合わせに必要な電話、パソコン、オンライン環境については、受託者が用意すること。
- エ 各種広報ツールやLPには、相談・問い合わせ先を記載すること。
- オ 窓口の開設時間は、休日を除く平日の午前9時から午後5時までを基本として設定すること。

(8) 報告書の作成とフォローアップ

- ア 委託者向けの業務概要をまとめた報告書の作成をすること。
- イ 報告書は事前に担当者と確認調整をした上で提出すること。
- ウ 次年度に同様の事業を実施する可能性があることから、学生等やCG関連企業の参加促進に資する概要版報告書と一連の取り組みをまとめた動画トレーラーを作成すること。なお、これらの概要版と動画トレーラーは、外部公開向けとして財団HPや企業・学生募集ページ、関連イベント等で公開・放映することを想定する。
- エ 業界説明会参加者及び特別授業参加者に対して、アンケート等を用いて実態把握を行うこと。なお、アンケート項目は契約締結後に委託者と協議のうえ決定する。

また本事業で実施したイベント等はすべてアーカイブ化し、作成された動画・画像素材・パンフレット・プログラム講義資料等とともにデータ等で提出すること。

オ 報告書にはアンケートの実施などを通じた事業の改善点、WEB 広告アクセスデータによる本事業への関心度の検証などを盛り込むこと。

カ 業務委託期間中に、本事業に関わった学生等のCG関連企業への雇用が決定した場合は、報告書に入れ込むこと。

## 5 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な一切の経費を含み、原則として、業務完了後に一括して支払う。

## 6 業務の実施が困難になった場合等の取扱い

自然災害の発生等により、業務の実施が困難になった場合、又は計画と参加人数に大幅な変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容や契約額の変更等を伴う契約改定を行うものとする。

## 7 環境への配慮

本業務においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

## 8 その他特記事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

### (4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと並びに第三者の著作権、著作者人格権、その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課 瀬野尾、福田  
電話：011-817-5711 E-mail：info@screensapporo.jp